

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する
法律第4条第1項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令案」
への意見募集で寄せられた御意見に対する考え方

平成27年11月

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する

法律第4条第1項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令案」への意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成27年10月17日（火）～平成27年11月16日（月）

○ 提出意見総数：4件

（1）法人・団体 1件

日本ネットワークイネイブラー株式会社

（2）個人3件

頂いた御意見	御意見に対する考え方	意見提出者	命令等への反映の有無
<p>当社は国民の権利を守るために、本省令改正に賛同いたします。</p> <p>2011年にIPv4アドレスの世界共通在庫が枯渇したことにより、全世界の移動通信事業者及び固定通信事業者のインターネットサービス利用者は1つのIPv4アドレスを他のインターネット利用者と共有することを強いられ始めております。</p> <p>これにより、インターネット通信において他の利用者と同じIPv4アドレスを利用している発信者を特定するためにはIPv4アドレスとポート番号の併用が不可欠となりました。</p> <p>IPv4アドレス枯渇前に制定された現省令においては、インターネット上の掲示板等で権利の侵害を受けた国民は当該掲示板管理者等に対して発信者のポート番号を開示請求する権利を持ちません。従って、被害者は発信者を特定するための手続きに進むことが困難となります。</p> <p>本改正により、被害者としての国民は発信者を特定するための手続きに進むことができるようになります。</p>	<p>本省令案に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>日本ネットワークイネイブラー株式会社</p>	<p>なし(賛成意見のため)</p>
<p>これは、恐らく、これから先も、イタチごっこになると思われしますので、厳罰を厳しくするようなことも考え取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>御指摘の点は、御意見として承ります。</p>	<p>個人</p>	<p>なし</p>
<p>今回の省令改正は、IPアドレスに加え、これに対応するポート番号を追加するものでありそのこと自体に反対する者では無いが、このような五月雨的な改正自体が問題である。</p> <p>「発信者の特定に不可欠な情報」という形で一般規定を追加されたい。</p> <p>インターネットにおける通信方式は刻々と変動するものであり、これに対して省令改正により個々に規定するのでは、迅速な対応ができない。</p> <p>紺藍のポート番号も、時期に遅れた感が強い。</p> <p>その他、電話番号が省令に追加されていない。メールアドレスは発信者のもの</p>	<p>ポート番号を省令に追加する点については賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお一般的な規定とすべき、という御意見についてですが、発信者情報は個人のプライバシーに深く関わる情報であって、通信の秘密として保護される事項であることに鑑み、省令にお</p>	<p>個人</p>	<p>なし</p>

頂いた御意見	御意見に対する考え方	意見提出者	命令等への反映の有無
<p>に限定されており、発信者情報開示の段階では、真に発信者かあり、他人であるあらゆる可能性を排斥出来ていないということで、開示を否定されるケースがあるため、IP アドレス等と文言をあわせるべきである。</p> <p>これらの改正をせずにポートだけ追加した今回の改正は、画竜点睛を欠くを言わざるを得ない。</p>	<p>いて開示対象は相手方を特定し、連絡を行うのに合理的に有用と認められる情報を限定列挙することとしております。</p> <p>その他、御指摘いただきました点については、御意見として承ります。</p>		
<p>今回の省令改正は、IP アドレスに加え、これに対応するポート番号を追加するものでありそのこと自体に反対する者ではないが、このような五月雨的な改正自体が問題である。</p> <p>「発信者の特定に不可欠な情報」という形で一般規定を設けられたい。</p> <p>インターネットにおける通信方式は刻々と変動するものであり、これに対して省令改正により個々に規定するのでは、迅速な対応ができない。</p> <p>今回のポート番号の追加も、時期に遅れた感が強い。</p> <p>また、一般規定を設けないとしても、電話番号が省令に追加されていないことは問題である。</p> <p>メールアドレスは発信者のものに限定されており、発信者情報開示の段階では、真に発信者があり、他人であるあらゆる可能性を排斥出来ていないということで、開示を否定されるケースがあるため、IP アドレス等と文言をあわせるべきである。</p> <p>これらの改正をせずにポートだけ追加した今回の改正は、不十分である。</p>	<p>ポート番号を省令に追加する点については賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお一般的な規定とすべき、という御意見についてですが、発信者情報は個人のプライバシーに深く関わる情報であって、通信の秘密として保護される事項であることに鑑み、省令において開示対象は相手方を特定し、連絡を行うのに合理的に有用と認められる情報を限定列挙することとしております。</p> <p>その他、御指摘いただきました点については、御意見として承ります。</p>	個人	なし